調達要求番号：6NN31A22029

陸上自衛隊仕様書			
物品番号		仕様書番号	
１８３号建物吸収式冷温水機修理役務		５３	
		作成	令和８年９月２９日
		変更	
		作成部隊等名	船岡駐屯地業務隊

1 総則

1.1 適用範囲

本仕様書は、陸上自衛隊船岡駐屯地において実施する１８３号建物吸収冷温水機修理役務に適用する。

1.2 引用文書等

本仕様書、機器メーカー仕様書

2 役務概要

2.1 役務場所

陸上自衛隊船岡駐屯地

宮城県柴田郡柴田町大字船岡字大沼端１－１

別図「案内図・配置図」のとおり

2.2 役務概要

吸収冷温水機１台の高再フロート弁交換を実施する。なお、既設高再フロート弁の撤去及び新設高再フロート弁の取付けに伴う配管の溶断・溶接作業を含むものとする。

詳細は別紙「役務概要」のとおりとする。

作業箇所	対象機器
１８３号建物	【吸収式冷温水機】 型式：HAU-WL80EX（日立プライアンス製）

2.3 役務内容

2.3.1 一般事項

a) 駐屯地内においては官側の指示に従い行動し、指示があった場所以外への立入は禁止とする。

b) 作業は平日 08:15～17:00 の間を基本とし、やむを得ずそれ以外の時間帯に作業を実施する場合は、前日正午までに残業届（4部）を提出し、承諾を受けた後とする。

c) 作業に使用する資機材等は全て請負側において準備する。

d) 発生材は契約相手方において適切に場外処分とする。また、鉄くず等の有価物は発生材調書を提出の上、官側の指示する場所に搬入すること。

e) 役務場所内外の施設を破損または汚損させないよう十分注意する。また破損、汚損が生じた場合は速やかに官側へ報告し、請負側の負担において原状に回復すること。

f) 役務実施中の安全管理については十分に留意し、万一事故が発生した場合は速やかに官側へ報告すること。なお、事故保障はすべて請負側の負担とする。

g) 作業後は周辺の片付け、清掃を行うこと。

h) 軽微な変更については契約額の増額は行わない。

2.3.2 特記事項

a) 高再フロート弁交換は 令和 8 年 11 月 30 日までに実施する。なお、止むを得ない事情により変更を余儀なくされる場合は、監督官と協議する。

b) 修理に必要な付属品及び接続部品についても本役務に含むものとする。

c) 上記のほか不良箇所が発見された場合は、軽微な補修をその場で実施し、対処不能な場合は、速やかに官側担当者に報告し、見積を提出する。

3 品質保証

3.1 完了検査

検査は、作業実施後の点検及び報告書類の確認をもって実施する。

3.1.1 報告書類

報告書類の内容は次による。

a) 着手届

b) 工程表

c) 役務日報

d) 完了届

e) 試運転等結果報告書

f) 作業写真

g) 発生材調書

4 その他

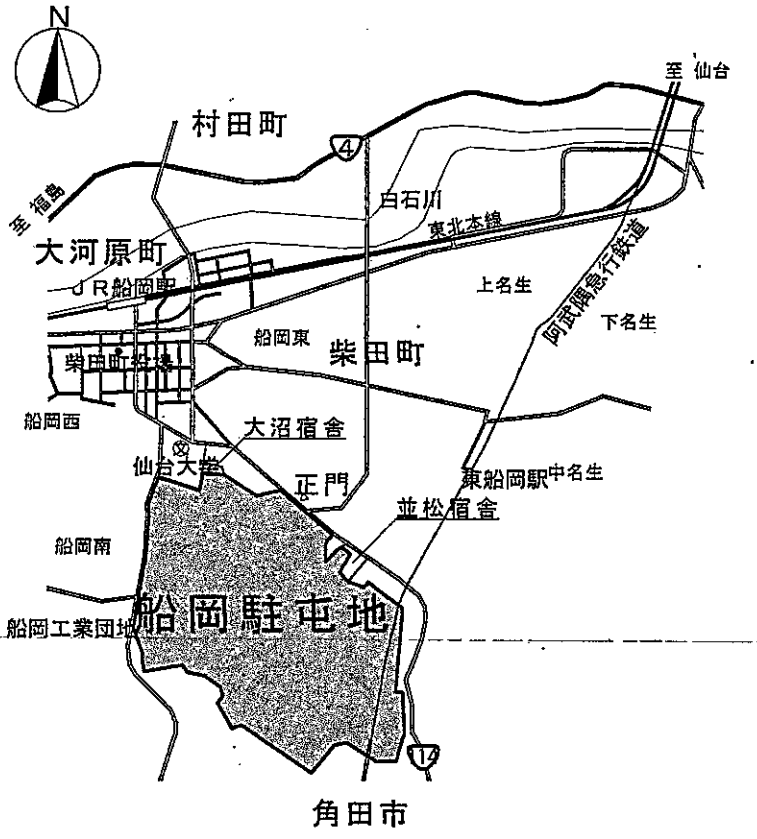
役務に際し、本仕様書に疑義が生じた場合は速やかに官側へ報告し、協議すること。ま

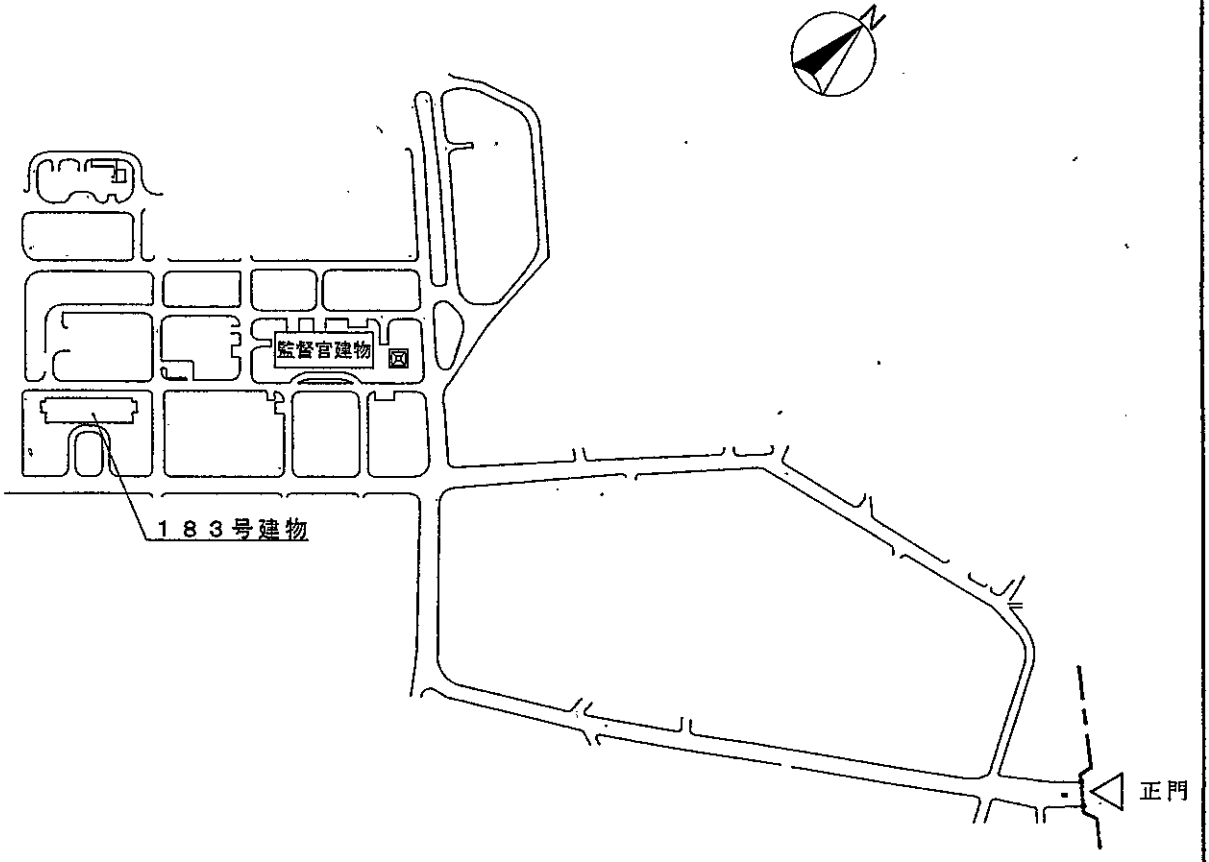
た、本仕様書に指示なき場合においても技術上当然なすべき事項は積極的に実施すること。

別紙

役 務 概 要

作業内容	数 量	単 位
○部品交換(高再フロート弁)	1	式
○溶液・冷媒液抽出	1	式
○加圧・真空気密検査	1	式
○溶液・冷媒液封入、脱気運転	1	式
○溶断・溶接作業	1	式
○保冷・本体塗装手直し	1	式
○試運転調整	1	式





件　名	１８３号建物吸収式冷温水機修理役務	図番	面号
図　名	案内図・配置図	縮　尺	
陸上自衛隊船岡駐屯地業務隊		令和8年9月	